

令和8年度 予算編成方針

西 予 市
令和7年 11 月

令和8年度予算編成方針

1 本市を取り巻く国の情勢

令和 7 年 10 月に内閣府が公表した月例経済報告によれば、我が国経済は、自動車産業を中心に米国の通商政策の影響が見られるものの、全体としては緩やかに回復しているとの基調判断が示されている。今後の見通しについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復が支えられることが期待される一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには引き続き注意が必要である。また、物価上昇の継続が消費者マインドの悪化を通じて個人消費に及ぼす影響や、金融資本市場の変動なども、我が国の景気を下押しする要因として懸念されている。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は「経済あつての財政」を基本理念とし、「責任ある積極財政」の考え方のもと、戦略的な財政出動を通じて強い経済の構築を目指す方針である。現下の物価高に対しては、国民の暮らしを守るための対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障や物価高への対応、危機管理投資および成長投資による経済の強化、防衛力と外交力の強化を柱とした総合経済対策を速やかに策定することとしている。

さらに、政府と日本銀行は引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行う。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じた適切な金融政策の運営を通じて、賃金と物価の好循環を確認しながら、2%の物価安定目標の持続的かつ安定的な実現を図ることが期待されている。

現在の国会では、市民生活に直結する重要政策の議論が進められており、これらは市の財政運営や予算編成に影響を及ぼす不確定要素となっている。たとえば、学校給食の無償化については、基準額や制度設計が不透明で市の財政への影響を慎重に見極める必要がある。ガソリンの暫定税率の扱いも地方道路特定財源として、県の予算及び市の事業に影響するため、代替財源のあり方を含め国の動向を注視する必要がある。「年収の壁」引き上げによる市税収入への影響や地方交付税の代替財源の検討状況も歳入に関わる重要な要素である。加えて、金利の上昇傾向が続いており、公債費などの支出に影響を及ぼす可能性があるため、財政計画上のリスクとして常に注視が求められる。

こうした状況を踏まえ、市では、国の政策決定や関連法案の成立、交付金・補助金制度の設計に関する最新かつ正確な情報の収集に努め、それらが市の予算編成に与える影響を継続的に分析していく必要がある。また、国の本年度補正予算による経済対策の動向にも十分に留意し、当初予算編成と並行して、必要に応じて補正予算の編成にも柔軟に対応できる体制を整えていく。

2 予算編成の現状について

(1) 令和6年度決算について

令和6年度の一般会計決算(繰越含む)は、歳入344.7億円、歳出329.4億円となり、翌年度への繰越財源1.4億円を除いた実質収支は13.9億円の黒字となった。一見すると黒字決算であるが、財政調整基金の積立・取り崩しを加味した実質単年度収支は5.4億円の赤字に転じており、直近7年間で6期目の赤字という深刻な状況である。その年の収入で支出を賄えない体質が根深く存在している。

この財政構造の背景には、合併による優遇措置の終了に伴う普通交付税の減少や、歳入・歳出両面での抜本的な行財政改革が行われていないことがある。さらに、起債の中長期的な管理が不十分だったことで返済負担が重くなり、加えて人件費や物価高騰、企業会計赤字の補填などにより支出が増加している。

その結果、財政の硬直化を示す経常収支比率は100.5%と極めて厳しい水準となっており、人件費や公債費、扶助費などの義務的経費に加え、公共施設の維持管理費などの経常的経費が通常の財源を上回っている。これは、市が独自の政策や新規施策を実施する余裕がないことを裏付けている。限られた予算の中で、事業の選択と集中による効率的な展開が求められる。

(2) 令和7年度予算について

令和7年度の当初予算は、「第2次総合計画」に基づく各事業の推進に加え、人口減少対策など喫緊の社会的課題への重点的な取り組みを盛り込み編成した。また、豪雨災害からの復旧・復興を着実に進めるとともに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた「災害に強いまちづくり」にも重点的に取り組む方針を明確にしている。

当初予算の総額は291.4億円で、前年度比3.3億円の減額となったが、財政運営は依然として厳しい状況にある。主な義務的経費は、人件費55.9億円、扶助費42.5億円、公債費42.3億円と高止まりが続いており、企業会計への繰出金や老朽化した公共施設の維持管理・修繕・更新費用の増加も財政を圧迫している。

この厳しい状況を補うため、当初予算編成段階で財政調整基金から8億円、減債基金から4億円、計12億円を取り崩さざるを得なかった。さらに、令和7年8月の豪雨による農地や林道等の被災に伴う災害復旧経費を追加した結果、9月補正後の予算総額は304.2億円となった。

3 令和8年度当初予算の概算要求結果について

(単位:億円)

歳入		H28 当初	R6 当初	R7 当初	R8 概算
市税		30.1	32.0	33.0	34.2
地方譲与税・国交付金等		9.7	14.6	14.9	14.9
実質的な 普通交付税	普通交付税	114.0	109.5	111.0	111.6
	臨時財政対策債	7.1	0.3	0.0	0.0
	計	121.1	109.8	111.0	111.6
特別交付税		11.0	12.5	13.0	13.0
国・県支出金		54.4	49.1	57.3	50.1
繰越金		2.0	3.0	3.0	3.0
繰入金		10.9	24.2	26.8	24.2
うち財政調整基金(収支補填)		1.5	8.3	8.0	8.1
うち減債基金(収支補填:公債費)		0.0	4.0	4.0	4.0
市債(臨時財政対策債除く)		51.8	34.6	17.2	12.3
その他		9.6	14.9	15.2	18.1
合 計		300.6	294.7	291.4	281.4

※R8 概算要求時点の財源不足 8.1 億円は、仮に財政調整基金を投入し収支調整。

(単位:億円)

歳出		H28 当初	R6 当初	R7 当初	R8 概算
義務的 経費	人件費	45.9	53.0	55.9	56.3
	扶助費	33.4	37.4	42.5	44.2
	公債費	34.1	41.9	42.3	44.0
	計	113.4	132.3	140.7	144.5
物件費		38.4	34.2	36.2	35.6
維持補修費		0.5	1.2	1.2	1.0
補助費等(企業会計繰出金含む)		29.9	54.3	43.0	40.5
普通建設事業費		80.6	38.1	32.8	22.4
災害復旧費		0.4	0.1	2.4	0.1
積立金		2.6	8.7	8.7	9.8
投資及び出資金(企業会計繰出金含む)		0.2	1.7	1.9	2.0
繰出金(特別会計繰出金含む)		33.2	22.6	23.1	23.6
その他(貸付金・予備費)		1.4	1.5	1.4	1.9
合 計		300.6	294.7	291.4	281.4

4 基本方針について

令和8年度当初予算は、次の考え方に基づいて取り組むこととする。

(1) 財政危機脱却プランの着実な実行と予算への反映

令和7年10月に「財政危機脱却に向けた“せいよ変革”」を宣言し、今後3年間で集中改革期間とする「財政危機脱却プラン2025」を策定した。赤字体質からの脱却を図るため、このプランを着実に実行し、その成果を予算編成に的確に反映する。

■基本方針1 持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメント

老朽化した公共施設の更新や改修にかかる費用が、財政の大きな負担となっている。今後の急速な人口減少を見据え、施設の統廃合を計画的に進める。多くの市民が集まる場として、地域づくり活動センターを軸に、他の公共施設の機能移転を実施する。さらに、施設の開館日や管理運営方法、使用料についても見直しを行う。

■基本方針2 持続可能な行政運営に向けた財政改革

限られた財源を有効に活用するため、事務事業・補助金・イベントについて、目的や価値が現在の社会状況に即しているかを見直し、本市の規模に応じた事業へ最適化する。また、新たな財源確保策として、ふるさと納税を推進するとともに、地域観光の誘客につながる仕組みづくりを進める。これらの取り組みにより、市が自ら財源を生み出す「攻め」の姿勢で財政改革を進める。

■基本方針3 持続可能な行政運営に向けた組織・業務改革

限られた人材で行政サービスを維持するため、業務のデジタル化や働き方改革を推進し、職員一人ひとりの生産性を高める。あわせて、市民の利便性を向上させるため、オンライン申請やキャッシュレス決済など行政サービスのデジタル化を進め、質の高いサービスの提供に取り組む。

(2) 重要施策の3本柱

① 人口減少対策の推進

限られた予算の中で、ニーズに応じた効果的な人口減少対策を再編・整理し、全庁的なマネジメント体制のもと、市の重要施策として位置づけて取り組む。財政状況が厳しい中でも、特に子どもたちが西予に誇りと愛着を持てるような施策を継続して実施する。

② 豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進

平成 30 年豪雨災害から 7 年が経過した現在も、復興事業に継続して取り組む。限られた予算の中で、地震や豪雨などの自然災害が日常化する中、南海トラフ巨大地震への備えとして、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災対策を強化する。

③ 医療・福祉改革の推進

地域の限られた医療資源を最大限に活用し、持続可能な地域医療・福祉の提供を行う。あわせて、病院や介護施設の経営健全化を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

(3) 第3次総合計画に向けた事業の整理

「変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである」をテーマに掲げた第 2 次総合計画に基づき、これまで各種施策の推進に取り組んできた。現在は、第 3 次総合計画の策定に向けた準備を進めており、その着実な推進に向けて、各施策の基礎となる事業の整理と把握に努める必要がある。

行政経営システムを活用し、事業の目的や成果指標の達成状況を検証したうえで、施策体系に貢献する事業の必要性を明確にする。予算編成の過程において、第 3 次総合計画に向けた施策及び事業のバランスを整理・調整する。

5 予算編成の目標について

(1) 財政調整基金の残高見通し

令和 7 年 4 月時点の基金残高は 2.8 億円であったが、9 月補正において前年度決算余剰金の積み戻しを実施し、現在は 13 億円まで回復している。本年度下半期には、人事院勧告に伴う職員給与改定や、国の経済対策に関連する財源の取り崩しが見込まれる。これらの影響により、年度末の基金残高は 10 億円から 12 億円程度に減少する見通しである。

近年は財源不足が拡大しており、例年並みに財源不足(約 8 億円)を補填した場合、令和 8 年 4 月の基金残高は再び 2 億円から 4 億円程度にまで減少する見込みである。この事態を回避するため、8 年度当初予算編成に財政危機脱却プランを着実に反映するとともに、予算査定において、選択と集中を踏まえた事業の見直しを行い、基金の取り崩し額を可能な限り削減する。

(2) 財政危機脱却プランの目標

慢性的な赤字体質から脱却し、貯金ができる健全な財政体質へ転換する。

- ① 集中改革期間後、年間を通じて常に 10 億円以上の財政調整基金を確保する。
- ② できるだけ早期に、4 月期首時点で 20 億円以上の財政調整基金を確保する。

(3) 令和 8 年度当初予算編成の目標

財政危機脱却プランに掲げた目標を達成するため、改革プランを着実に実行し、年度決算における赤字からの脱却(黒字化)を実現する。

改革初年度として、令和 8 年度当初予算では、財政調整基金の取り崩し額(=財源不足)を 3 億円以下に抑えることを徹底する。

6 歳入予算

財政運営の根幹は、歳入見通しを的確に把握し、その見込まれる歳入の範囲内に収まるように歳出予算を編成することにある。この原則を遵守することが、健全で安定した財政基盤を維持するための基本となる。

歳入の予算編成における基本的な考え方は、次のとおりとする。(実務的内容は概算要求基準の掲載内容を参考にすること。)

(1) 市税

市税の見積もりにあたっては、税制改正の動向や社会経済の状況を十分に踏まえ、課税対象の範囲や対象者数を適切に把握する必要がある。また、過去の徴収実績だけでなく、未徴収額の解消にも最大限の努力を払うことを念頭に置き、適切な見積もりを行うこと。

さらに、当初予算額を過小に見積もることで、決算額との乖離が大きくならないよう、精度の高い積算を行い、予算要求を行うこと。

(2) 地方交付税、交付金等

国の政策の方向性が不透明な状況にあるため、関連する制度の変更について十分に情報を収集したうえで、地方交付税、譲与税、その他の交付金などは、その動向を踏まえて適切な見積もりを行うこと。

(3) 国庫支出金、県支出金

既存事業の財源確保にあたっては、国や県の補助制度について十分に調査・研究し、有利な財源を確保する方策を検討すること。国の概算要求や補正予算、県の施策の動向を的確に把握し、積極的に財源の確保に努めること。

近年では、国庫補助金の年度当初の内示額が約 3 割減額される傾向が見られる。さらに、合併特例債の終了や過疎債の減額傾向により、国庫補助金の減額分を市債で補うことが今後は困難になる可能性があるため、十分に注意が必要となる。

なお、国や県の補助事業であっても、一般財源の持ち出しが必要となる場合には、財政運営に影響を及ぼす可能性があるため、慎重な判断が求められる。

(4) 市債

改革プランの集中改革期間(令和 8 年度～令和 10 年度)は、臨時財政対策債や災害対応分を除き、起債枠を従来の 25 億円から 20 億円に縮減する。予算要求にあたっては、8 月のプレ査定における起債枠や大型事業ヒアリングの事前調整結果を踏まえて要求を行う必要がある。市債について事前協議のない要求、調整結果に基づかない要求については、原則認めない。

加えて、近年、過疎債の内示額が約 3 割削減される傾向があり、削減分について自己財源の投入や事業の中止・延期といった対応が求められることになるので、その検討に

についても併せて行うこと。

(5) 使用料、手数料、分担金等

適正な受益者負担と公平性の確保のため、法令や条例を十分に理解したうえで、過去の実績を精査し、手数料の基礎となる諸経費が物価高騰により大きく上昇している場合には、手数料の改定を検討すること。

また、無料で提供している施設については、維持管理の観点から、今後のサービスのあり方や方向性を踏まえて、必要に応じて有料化を検討すること。

なお、改革プランでは、公共施設の使用料(貸館)に関する減免規定の見直しが行われているため、その内容を反映した積算を行うこと。

(6) 財産収入

財産収入については、「公共施設等総合管理計画」などに基づき、市有地の利用状況を点検し、行政財産の機能廃止も含めて、利活用可能な土地の見直しを行い、積極的に売却や貸付に取り組むこと。利用計画のない土地については、売却などの処分を検討すること。

(7) 繰入金

各課が所管する基金については、改革プランに基づき、必要に応じて事業課へのヒアリングや調査を実施し、既存事業への充当を積極的に拡充する方法を具体的に検討・調整すること。

また、新たな財源確保策として、ふるさと納税の推進に取り組み、市が自ら財源を生み出す“攻めの姿勢”で対応すること。

なお、「ふるさと応援基金」の充当事業については、まず一般財源ベースで必要性や成果・効果を踏まえて査定を経たうえで、査定結果後の事業費について充当先を調整するため、本要求では一般財源での充当として取り扱うこと。

7 歳出予算

限られた財源を有効活用するため、各事業の目的や価値が今の時代に即しているか見直し、本市の身の丈にあわせた事業規模の最適化を図る。

歳出の予算編成における基本的な考え方は、次のとおりとする。必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の5要素を確認し、見積額を精査して要求すること。

(1) 改革プランの予算要求

着実に改革プランの内容に基づいた予算要求とすること。

※改革プランの内容に基づかない予算要求については、原則認めない。調整の必要がある場合は、査定で説明すること。

(2) 新規事業の予算要求

集中改革期間中においては、新規事業の予算要求は原則として行わない。ただし、例外的に予算要求が必要な場合は、予算査定の段階において協議を行う。

この協議の対象となるのは、国や県の制度に基づく事業、または政策的判断により実施が必要と認められる事業に限定される。なお、これらの例外的な事業について予算要求を行う際には、他の既存事業の廃止や縮小を併せて検討し、その旨を明確にすること。

(3) 国又は県の事業廃止に伴う市単事業化の予算要求

国や県の制度に基づいて市が実施している事業については、仮に国や県がその事業を廃止した場合、原則として市も当該事業を廃止し、自己財源による予算要求や事業の継続は原則認めない。

(4) 特別会計及び公営企業会計への財政支援(繰出金事業)における予算要求

繰出金の算出にあたっては、原則として、国の方針で定められた一般会計が負担すべき繰出基準に基づいた金額とする。基準外の繰出金が発生する場合には、その原因を明確にし、事業収入の見直しなどの改善計画を立てたうえで、事業の実施に努めること。

特に、単に予算要求を説明するだけでなく、歳入・歳出の財政収支を踏まえ、会計運営状況が説明できるよう準備すること。さらに、病院会計やつくし苑会計については、今後 10 年間の中長期的な財政見通しを検証し説明すること。

(5) 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求

第三セクターは原則として独立採算を求められるが、一部を除いて厳しい経営状況が続いている。指定管理委託料や修繕費などの予算要求については、政策推進課からの通知にある指針に基づいて予算要求を行うこと。

また、設置目的の役割を終え、利用改善が見込めない施設については、そのあり方を抜本的に見直す必要がある。さらに、改革プランに基づき、民間の力によって地域振興が期待できる場合には、施設の譲渡や貸付も検討すること。

(6) 各種団体への負担金補助金及び交付金における予算要求

改革プランにおいて見直しを行った種類・性質別の基準に基づいた予算要求を行うこと。特にソフト事業は、厳しい財政状況を踏まえ、優先度及び重点施策等を考慮したうえで、抜本的な整理に取り組むこと。団体補助については、減額を基本としつつも、決算状況を十分に確認したうえで、担当課としての審査機能を強化すること。

(7) 人件費の予算要求

会計年度任用職員の予算要求については、改革プランの内容を踏まえ、総務課およ

び教育総務課からの通知に沿って、適切に予算要求を行うこと。

また、正職員についても、本市の行政組織や財政規模に見合った採用計画・人員配置計画を策定し、中長期的な視点から職員数の適正化と人件費の抑制に努める。職員給与削減についても、予算編成中に反映すること。

(8) 扶助費の予算要求

扶助費は社会保障制度に関わる経費であり、削減が難しい側面があるが、予算要求にあたっては、過去 3～5 年の実績や傾向、増減要因を十分に分析したうえで説明できるように準備したうえで、手堅く見積もるよう調整すること。また、他自治体の状況も参考にしながら、市独自の支援については、その必要性や費用対効果を確認したうえで、慎重に予算要求を行うこと。

(9) 需用費・役務費・使用料及び賃借料の予算要求

消耗品費等をはじめとする需用費、役務費、使用料及び賃借料については、毎年度決算により不用額が発生している状況を鑑み、実績額の範囲で要求すること。

また、電気料等については、財政課指定の様式にて試算すること。

(10) 委託料の予算要求

計画策定業務委託等は、職員で対応することを基本とすること。

企画・コンサル・研修的業務の委託料は、見積内容が相手方の提案となっている場合が多く精査が行われていない案件があるため、予算要求までに過大な金額とならないよう内容や回数等を精査・交渉のうえ予算要求を行うこと。

(11) 投資的経費の要求

公共施設等の新築・改築・改修については、仕様や工法等を十分に検討し、事業スケジュール等も併せて精査のうえ、経費負担の平準化を図ること。また、必ず建設課の技術的な助言を受けたいで計画すること。さらに、事業検討の段階から建設後の維持管理費等の精査を行い、長期的に見たコストの説明ができるように準備すること。

(12) 備品購入費の要求

新施設の更新の場合を除いて、既存備品の更新については、故障や劣化などの事情による場合のみとする。

(13) 地域づくり活動センター関連予算の要求

センター推進室において、マネジメントのうえ一体的な予算要求を行うこと。

(14) 人口減少関連予算の要求

政策推進課での全庁的な方針を策定し、マネジメントのうえ一体的な予算要求を行

うこと。

(15) ICT・デジタル関係予算

業務のデジタル化を積極的に推進し、その効果を検証・発信することで、住民サービスの向上に向けた実効性を高めること。デジタル関連の予算は、デジタル推進課の通知に基づいて、協議を行ったうえで、予算要求を行うこと。

8 本要求及び予算査定について

(1) 本要求

課長は、予算編成方針が公表された後、本要求の内容について課員へ財務会計の調整を指示する。本要求に関して疑義がある場合は、事前に所管部長と協議を行ったうえで、内容を調整し要求する。本要求×切後は、課の本要求内容を所管部長へ報告する。

(2) 予算査定

査定は、事業の性質に応じて「重点査定(企業・特別会計含む)」「公共施設査定」「簡易査定」の3区分で実施する。

「重点査定」は、改革プランや市の重点施策など、政策的に重要な事業を対象とし、財政課があらかじめ指定する。政策・行革担当が、事業の目的や成果、総合計画との関連性を確認し、事業管理に関する指導・助言を行う。

「公共施設査定」は、公共施設や公用車など財産関連の事業を対象とし、財政課があらかじめ指定する。公共施設担当が、公共施設総合管理計画に基づく進捗状況を確認し、事業の進め方について指導・助言を行う。

重点査定および公共施設査定には、部長級の出席を求める。それ以外の事業は「簡易査定」とし、課長級以下の出席とする。簡易査定では、形式的な審査を中心に財政課長が査定を行う。

(3) 改革プランの進捗管理

重点査定、公共施設査定、簡易査定の区分に関わらず、改革プランに関するものについては、プラン策定時の企画書に基づいて、進捗状況を確認する。8年度予算に直接関係しない内容についても確認する。

9 日程

① 本要求	11月10日(月)～11月27日(木)	12時〆切
② 査定資料・行政経営システム	11月18日(火)～11月27日(木)	12時〆切
③ 総務部長・財政課長査定	12月2日(火)～1月16日(金)	
④ 理事者査定	1月22日(木)、26日(月)	
⑤ 理事者復活折衝申出期限	1月 21 日(水)	12時〆切
⑥ 理事者再査定	1月29日(木)	(復活折衝)
⑦ 予算書印刷	2月12日(木)	

※日程は変更する場合がある。

実務を円滑に進めるために、当方針以外にも、概要版、査定準備資料、査定の進め方、事務要領、算定様式、共通単価一覧表、Q&A、予算要求データ等を職員掲示板で共有するとともに、説明会の動画を別途配信する。